

学生アルバイトの取扱い

Q : 当社では、中国やインドの大学生をアルバイトとして雇っていますが、何か所得税の特例があるとか。どのようになっているのですか？

A : 租税条約により、所得税の免税措置が受けられます。

【解説】

中国やインドの大学生を雇用した場合には、租税条約により、次のような取扱いをすることとなっています。

① 中国の学生の場合

専ら教育を受けるため滞在する学生で、現に中国の居住者である者又はその滞在の直前に中国の居住者であった者が、その生計、教育のために受け取る給付又は所得は、免税とされています。したがって、中国から来た大学生が自分の生活費や学費に充てる程度のアルバイト代であれば、免税になります。

② インドの学生の場合

専ら教育を受けるため滞在する学生で、現にインドの居住者である者又はその滞在の直前にインドの居住者であった者が、その生計、教育のために受け取る給付は、免税とされます。ただし、日本の国外から支払われるものに限られます。したがって、インドから来た大学生が受け取るアルバイトの所得は、国外から支払われるものではありませんので、免税にはならず、その給与等について、その大学生が居住者か非居住者かの判定を行った上、それぞれの区分に応じた源泉徴収を行うこととなります。

